

事業法人通信

平成29年 5月15日

作成・監修
朝日税理士法人

～平成29年度税制改正④～

平成29年度税制改正内容について概説する。当Noは平成29年度税制改正の主な項目の概要④(役員給与制度の見直し)について記載する。

(ポイント)

- 利益連動給与、退職給与、新株予約権による給与についての要件等の見直し
- 定期同額給与、譲渡制限付株式または新株予約権の帰属事業年度の特例の見直し

1. 利益連動給与、退職給与、新株予約権による給与の要件等の見直しの概要

役員給与制度について見直しがされる。役員給与の損金算入できるものとしての利益連動給与やその他事項(退職給与や新株予約権による給与)についての以下のようないくつかの要件等の見直しがされる。

内容	現行	改正内容
利益連動給与	①対象法人:非同族会社	①対象法人:同族会社のうち非同族会社との間に完全支配関係がある法人を対象に追加(手続要件(※1)あり)
	②対象給与:利益の状況を示す指標を基礎として算定される給与で確定額を限度とするもの	②対象給与:次の給与を対象に追加 ○業績連動指標(※2)を基礎として算定される数の次の給与 ・市場価格のある株式を交付する給与で確定した数を限度とするもの ・新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの ○業績連動指標(※2)を基礎として行使できる数が算定される ○新株予約権(※3)による給与
	③算定指標:利益の状況を示す指標	③算定指標:株価の市場価格の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標(※4)を追加
	④算定対象期間:当該事業年度	④算定対象期間:当該事業年度後の事業年度、将来の所定の時点又は期間を対象に追加
退職給与	不相当に高額な部分の金額について、 損金不算入	利益その他の指標(勤務時間及び既に支給した給与を除く)を基礎として算定されるもののうち利益連動給与の損金算入要件を満たさないものは全額損金不算入
新株予約権による給与	原則、給与等課税事由が生じた日の属する事業年度に損金算入	事前確定届出給与又は利益連動給与の損金算入要件を満たさないものは全額損金不算入

※1 算定方法について非同族会社の報酬委員会における決定等の手続きを経て株主総会等で決議し、有価証券報告書等で開示することが必要

※2 利益の状況を示す指標又は③で追加された指標

※3 その行使により市場価格のある株式が交付されるものに限る

※4 利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る

(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

～平成29年度税制改正④～

2. 定期同額給与、譲渡制限付株式または新株予約権の帰属事業年度の特例の見直しの概要

定期同額給与、事前確定届出給与、譲渡制限付株式または新株予約権の帰属事業年度の特例について、要件等の見直しがされる。

内容	現行	改正内容
定期同額給与	支給時期が1か月以下の一定期間ごとの給与(定期給与)で、各支給額(額面)が同額であるもの	税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額(手取額)が同額である定期給与を追加
事前確定届出給与	所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与	<ul style="list-style-type: none">○次の給与を対象に追加<ul style="list-style-type: none">・所定の時期に確定した数の株式(※)を交付する給与・所定の時期に確定した数の新株予約権(※)を交付する給与(一定の場合には届出不要)○次の給与を対象から除外<ul style="list-style-type: none">・利益その他の指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与
譲渡制限付株式または新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例	①対象株式 役務の提供を受けた法人またはその法人の完全親法人が交付する株式	①対象株式 役務の提供を受けた法人以外の法人が交付する株式を対象に追加
	②非居住者に交付された場合 給与等課税事由が生じないため損金不算入	②非居住者に交付された場合 その者が居住者であったとした場合に給与所得等が生ずることが確定した日において役務の提供を受けたものとして、損金算入
	③譲渡制限付株式の損金算入時期 譲渡制限が解除された日の属する事業年度に損金算入	③譲渡制限付株式の損金算入時期 譲渡制限が解除されることが確定した日の属する事業年度に損金算入

※ 市場価格のある株式または市場価格のある株式の取得の要因となるもので、役務の提供を受ける法人またはその法人の発行済株式の50%超を直接もしくは間接に保有する法人が発行したものに限る

なお、法人税確定申告書提出期限の延長の特例の見直しに伴い、手続期限も見直しされる

3. 適用時期

平成29年4月1日以後(譲渡制限付株式及び新株予約権に係る部分は平成29年10月1日以後)に支給または交付に係る決議(その決議がない場合には、その支給または交付)をする給与について適用される。

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(研究開発税制の見直し)

事業法人向けの法人税税額控除制度の中で、製造業を中心に比較的利用率の高い研究開発税制であるが、前回説明したとおり、平成29年度で再度改正がされている。改正内容は、研究開発税制のうち、大法人向けである「総額型」、中小法人向けである中小企業技術基盤強化税制とともに、試験研究費の増減割合に応じて控除率が変わる形に変更される。これに加えて、控除税額上限を上乗せできる特例が新設されているのだ。上乗せの特例は大法人向けと、中小法人向けに2つある。大法人向けは、試験研究費割合が10%超の場合、控除税額上限を最大10%上乗せする特例がある。中小法人向けには、同特例に加えて増加試験研究費割合が5%超の場合、控除税額上限を10%上乗せする特例を選択適用できることとされた。これらのいずれも、「高水準型」とは選択適用となるなどの適用方法が少し複雑化したため、注意が必要である。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。